

東浦町更生訓練費給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する就労移行支援事業及び自立訓練事業を利用している身体障害者並びに法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。以下「施設」という。）に入所している身体障害者の社会復帰の促進を図るための更生訓練費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 更生訓練費の支給対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であつて、同法第9条に規定する援護の実施者が東浦町であるもの
- (2) 法第19条第1項の規定による支給決定障害者のうち就労移行支援事業若しくは自立訓練事業を利用しているもの若しくは法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けているもの又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の委託をされ更生訓練を受けているもの
- (3) 対象者の前年の収入から、別に定める必要経費を除いた後の金額が27万円以下のもの

(更生訓練費の額)

第3条 更生訓練費の額は、月額3,150円とする。ただし、その月の訓練に従事した日数が15日未満の場合は、月額1,600円とする。

- 2 前項に定めるもののほか、通所施設を利用する対象者に、通所のための経費として、通所した日数1日当たり280円と当該月の通所のための実支出額を比較して少ない方の額を支給する。

(支給申請)

第4条 更生訓練費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訓練終了後、月を単位として、申請者の住所及び氏名並びに当該訓練等を受けた日数等についての当該施設の長の証明を付けて、町長に申請するものとする。

- 2 前項に規定する更生訓練費の支給対象者は、支給申請手続及びその受領を、対象者の利用する施設の長に委任することができる。この場合において、当該施設の長は、対象者から支給申請手続及び受領に関する委任状を徴しなければならない。

(支給)

第5条 町長は、前条の申請があつた場合は、申請の内容を確認し、速やかに更生訓練費を支給するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。